

遺産相続をめぐる兄弟間の葛藤

弁護士・社会福祉士
浦崎寛泰 Hiroyasu Urazaki

精神保健福祉士・社会福祉士
佐藤香奈子 Kanako Sato

I 事例編

とある若手弁護士（以下「弁」）が、独立型事務所を経営するベテランのソーシャルワーカー（以下「SW」）に、受任事件の悩みを相談しました。

❖1 長年疎遠だった父親が亡くなった

弁 依頼者は40代の男性です。都内で小さな運送業の会社を営んでいます。半年ほど前に、依頼者の父親が亡くなりました。父親は、遠方のA県で、妻、息子（依頼者の兄）、兄の妻及びお孫さんと暮らしていたそうです。

先日、遺言執行者に就任したという弁護士から、依頼者宛に、遺産に関する通知書が届いたとのこと。法定相続人は、依頼者と兄、依頼者の母親の計3人とのことですが、父親が公正証書遺言を作成していたようです。その遺言によれば、遺産は自宅不動産と預貯金だけで、父親の単独名義となっている自宅の土地と建物は兄に相続させ、預貯金は兄と依頼者で1/2ずつ相続させると書かれていたそうです。

依頼者は、遺言の内容に納得がいけないということで、当事務所の顧問先からの紹介で相談にいられました。

SW 依頼者さんは、どの点に納得がいけないのでしょうか。

弁 そもそも、依頼者は、父親が死亡したことすら知らなかったとのこと。葬儀も全部母親や兄が済ませたそうです。依頼者は、両親や兄とは20年以上連絡を取り合っていなかったそうです。それが突然弁護士から一方的に手紙が来て、しかも、土地と建物は全部兄がもらうのに、預貯金は兄と折半だというのは不公平だと考えているようです。

SW 預貯金はどれくらいあるのですか。

弁 弁護士から送られてきた手紙には、遺産である預貯金の残高証明書のコピーが同封されていたのですが、それによれば合計約400万円とのこと。依頼者としては、遺産は本当にそれだけなのかと不信感をもっているようです。また、遺言も本当に父親の意思なのか、兄に騙されたのではないか、などとも話しています。ただ、公正証書で作成されたものですし、遺言の効力を争うような客観的な証拠は今のところなさそうです。20年以上連絡を取り合っていなかったくらいなので、遺言を書いたときの父親の状況や遺産の状況も、依頼者には全く分からないとのこと。

❖2 争うのは無理！？ それでも納得できない依頼者

SW お兄さん側と話し合いはできそうなのでしょうか。

弁 とりあえず、詳しい事情を先方に確認する